

さいたま市再犯防止推進計画協議会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するにあたり、再犯防止に係る専門的かつ多様な意見を聴取するため、さいたま市再犯防止推進計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) さいたま市における再犯防止推進計画の策定に関する事
- (2) 前号に掲げるもののほか、再犯防止の推進に関し必要な事項

(組織等)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関職員
- (3) 関係団体の構成員
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が適当と認める者

3 委員の任期は、推進計画が策定されるまでとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指定したものがその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、保健福祉局福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月3日から施行し、推進計画の策定をもって廃止する。